



(※1)居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。

(※2)上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。

(※3)※2にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。

(※4)先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができます。